

# 令和3年度 大東市教育委員会 6月 定例会 会議録

## 1. 開催年月日

令和3年6月28日（月） 午後1時00分～午後1時30分

## 2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

## 3. 出席者（5名）

- ・教育長 水野 達朗
- ・教育長職務代理者 太田 忠雄
- ・教育委員 田中 佐知子
- ・教育委員 齊藤 めぐみ
- ・教育委員 中野 健一郎

## 4. 出席説明員（13名）

- ・教育総務部長 北田 吉彦
- ・学校教育政策部長 伊東 敬太
- ・産業・文化部総括次長兼生涯学習課長 田川 愛実
- ・教育総務部総括次長兼家庭・地域教育課長 佐々木 由美
- ・学校教育政策部総括次長兼企画・教職員課長 新井 雅也
- ・教育総務部次長兼学校管理課長 芦田 雄一
- ・教育総務部教育総務課長 杉谷 明子
- ・教育総務部教育総務課参事兼野崎青少年教育センター所長 前島 康浩
- ・教育総務部教育総務課参事兼北条青少年教育センター所長 向井 孝志
- ・学校教育政策部指導・人権教育課長 村島 正浩
- ・学校教育政策部ICT教育戦略課長 川阪 栄介
- ・学校教育政策部教育研究所長兼課長 花澤 秀之
- ・教育総務部教育総務課長補佐 岡田 健嗣

## 5. 傍聴者 0名

## 6. 議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名について
- 日 程 第 2 教委議案第19号  
大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日 程 第 3 教委議案第20号  
令和4年度使用大東市立中学校教科用図書採択について
- 日 程 第 4 教委議案第21号  
令和3年度全国学力・学習状況調査の結果の公表について
- 日 程 第 5 一般業務報告

## 7. 議案書

### 教委議案第19号

大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
について

大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
を次のとおり制定する。

令和3年6月28日提出

大東市教育委員会

教育長 水 野 達 朗

理 由

大東市立小学校及び中学校の施設使用料の還付申請の手続を簡略化し、迅速な  
還付を実現することにより、市民の便益に資するため、所要の改正を行う。

大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

令和3年6月29日  
教委規則第7号

大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則（昭和62年教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条中「使用許可変更・取消申請書」を「学校施設使用許可変更・取消申請書」に改める。

第6条第2項を削る。

第7条第2項中「様式第6号」を「様式第5号」に改め、同条第3項中「様式第7号」を「様式第6号」に改める。

様式第1号中「大東市教育委員会 様」を「(宛先) 大東市教育委員会」に改める。

様式第4号中「施設使用変更・取消申請書」を「学校施設使用許可変更・取消申請書」に、「大東市教育委員会 様」を「(宛先) 大東市教育委員会」に、

「

①施行規則第3条第1項の規定により、交付を受けた使用許可書を添えて教育委員会に提出してください。

②使用許可申請者の印鑑を必ずご持参ください。

」

を

「

施行規則第3条第1項の規定により交付を受けた学校施設使用許可書を添えて教育委員会に提出してください。

」

に改める。

様式第5号を削る。

様式第6号中「大東市教育委員会 様」を「(宛先) 大東市教育委員会」に改め、「印」を削り、同様式を様式第5号とし、様式第7号を様式第6号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎改正点

- ・還付の要件から「還付申請書」を削除する。

大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>第5条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)がその使用の変更又は取消しを行おうとするときは、遅滞なく、<u>学校施設使用許可変更・取消申請書</u>(様式第4号)を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第6条 条例第6条ただし書の規定による使用料の還付については、次に定めるとおりとする。ただし、条例別表第2に掲げる使用料の還付については、これを使用しなかつた場合については、全額還付するものとする。</p> <p>(1) 使用者の責めに帰すことのできない理由によつて使用することができない場合 既納の使用料の10割</p> <p>(2) 使用者が次に掲げる日前に使用許可取消申請書を提出</p>	<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>第5条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)がその使用の変更又は取消しを行おうとするときは、遅滞なく、使用許可変更・取消申請書(様式第4号)を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第6条 条例第6条ただし書の規定による使用料の還付については、次に定めるとおりとする。ただし、条例別表第2に掲げる使用料の還付については、これを使用しなかつた場合については、全額還付するものとする。</p> <p>(1) 使用者の責めに帰すことのできない理由によつて使用することができない場合 既納の使用料の10割</p> <p>(2) 使用者が次に掲げる日前に使用許可取消申請書を提出</p>

した場合

- ア 使用日前7日 既納の使用料の5割
- イ 使用日前3日 既納の使用料の3割

(使用料の減免)

第7条 委員会は、条例第7条の規定により、次の各号のいずれかに掲げる場合については、使用料を免除することができる。

- (1) 大東市又は委員会が主催する行事であるとき。
- (2) 自校のPTAによる活動であるとき。
- (3) 社会教育団体又はボランティアによる活動であるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書(様式第5号)を委員会に提出し、

した場合

- ア 使用日前7日 既納の使用料の5割
- イ 使用日前3日 既納の使用料の3割

2 前項に規定する使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書(様式第5号)を委員会に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第7条 委員会は、条例第7条の規定により、次の各号のいずれかに掲げる場合については、使用料を免除することができる。

- (1) 大東市又は委員会が主催する行事であるとき。
- (2) 自校のPTAによる活動であるとき。
- (3) 社会教育団体又はボランティアによる活動であるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書(様式第6号)を委員会に提出し、

その許可を受けなければならない。

- 3 委員会は、前2項の申請があつた場合において、使用料の減免を許可したときは、使用料減免許可書（様式第6号）を交付する。

第8条～第10条 （略）

その許可を受けなければならない。

- 3 委員会は、前2項の申請があつた場合において、使用料の減免を許可したときは、使用料減免許可書（様式第7号）を交付する。

第8条～第10条 （略）



様式第1号(第2条関係)

許可 第	号
年 月 日	

学校施設使用許可申請書

(宛先)大東市教育委員会

申 請 者	団体名		申請日	年 月 日
	住 所	(TEL. )		
	責任者名			

下記のとおり使用許可申請をします。なお使用については大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例及び同施行規則を厳守します。

使 用 場 所	大東市立	学校	運動場・校舎・体育館
使 用 日 時	年 月 日 午 時 から 午 時まで		
使 用 目 的			
使 用 人 員			
学 校 の 意 見		校長 印	

使用料領収書(控)
円
領 収 印

様式第2号～第3号(略)

様式第1号(第2条関係)

許可 第	号
年 月 日	

学校施設使用許可申請書

大東市教育委員会 様

申 請 者	団体名		申請日	年 月 日
	住 所	(TEL. )		
	責任者名			

下記のとおり使用許可申請をします。なお使用については大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例及び同施行規則を厳守します。

使 用 場 所	大東市立	学校	運動場・校舎・体育館
使 用 日 時	年 月 日 午 時 から 午 時まで		
使 用 目 的			
使 用 人 員			
学 校 の 意 見		校長 印	

使用料領収書(控)
円
領 収 印

様式第2号～第3号(略)

様式第4号(第5条関係)

許可第 号
年 月 日

学校施設使用許可変更・取消申請書

(宛先)大東市教育委員会

申 請 者	団 体 名		申請日	年 月 日
	住 所	(TEL )		
	責任者名			

変更  
次のとおり使用許可の  
取消し  
をしたいと思いますので申請します。

許可番号	第 号( 年 月 日付け)	
使用日時	年 月 日( ) 午 時から午 時まで	
使用場所	大東市立 学校(運動場・校舎・体育館)	
変更 の理由 取消し		
	変 更 前	変 更 後

施行規則第3条第1項の規定により、交付を受けた学校施設使用許可書を添えて教育委員会に提出してください。

様式第4号(第5条関係)

許可第 号
年 月 日

施設使用変更・取消申請書

大東市教育委員会 様

申 請 者	団 体 名		申請日	年 月 日
	住 所	(TEL )		
	責任者名			

変更  
次のとおり使用許可の  
取消し  
をしたいと思いますので申請します。

許可番号	第 号( 年 月 日付け)	
使用日時	年 月 日( ) 午 時から午 時まで	
使用場所	大東市立 学校(運動場・校舎・体育館)	
変更 の理由 取消し		
	変 更 前	変 更 後

①施行規則第3条第1項の規定により、交付を受けた使用許可書を添えて教育委員会に提出してください。

②使用許可申請者の印鑑を必ずご持参ください。

様式第5号(第6条関係)

使用料還付申請書

年 月 日

大東市教育委員会 様

申請者 団 体 名

住 所

(TEL )

代表者氏名

印

つぎのとおり使用料の還付を承認くださるよう申請します。

許 可 番 号	第 号 ( 年 月 日付け)
申 請 理 由	
納 入 済 額	
還付申請金額	
許可使用日時	
許可使用場所	
備 考	

様式第5号(第7条関係)

許可第	号
年	月 日

使用料減免申請書

(宛先)大東市教育委員会

申請者	団体名		申請日	年 月 日
	住所	(TEL )		
	責任者名			

次のとおり使用料を減免くださるよう申請します。

使用目的	
対象及び人員	
使用日時	年 月 日( ) 午前・午後 時から 午前・午後 時まで
使用場所	
使用責任者氏名	TEL
申請理由	
備考	

様式第6号(第7条関係)

許可第	号
年	月 日

使用料減免申請書

大東市教育委員会 様

申請者	団体名		申請日	年 月 日
	住所	(TEL )		
	責任者名	印		

次のとおり使用料を減免くださるよう申請します。

使用目的	
対象及び人員	
使用日時	年 月 日( ) 午前・午後 時から 午前・午後 時まで
使用場所	
使用責任者氏名	TEL
申請理由	
備考	

様式第6号(第7条関係)

許可第	号
年	月 日

使用料減免許可書

(宛先)大東市教育委員会

申請者	団体名		申請日	年 月 日
	住所	(TEL )		
	責任者名			

大東市教育委員会

次のとおり使用料の減免を許可する。

使用目的	
対象及び人員	
使用日時	年 月 日( ) 午前・午後 時から 午前・午後 時まで
使用場所	
使用責任者氏名	TEL
減免理由及び減免額	( 割の額)
備考	

様式第7号(第7条関係)

許可第	号
年	月 日

使用料減免許可書

様

申請者	団体名		申請日	年 月 日
	住所	(TEL )		
	責任者名			

大東市教育委員会

次のとおり使用料の減免を許可する。

使用目的	
対象及び人員	
使用日時	年 月 日( ) 午前・午後 時から 午前・午後 時まで
使用場所	
使用責任者氏名	TEL
減免理由及び減免額	( 割の額)
備考	

(使用料の還付)

第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

別表第1(第5条関係)

施設区分	使用区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分
		午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで
体育館		600円	600円	600円	600円

別表第2(第5条関係)

夜間照明使用料	30分当たり500円
---------	------------

教委議案第20号

令和4年度使用大東市立中学校教科用図書の採択について

令和4年度使用大東市立中学校教科用図書を採択することについて、委員会の議決を求める。

令和3年6月28日提出

大東市教育委員会  
教育長 水野 達朗

理 由

中学校の令和4年度使用教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条第一項の規定により、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を除き、令和3年度と同一の教科用図書を採択しなければならないとなっているが、今年度、中学校歴史教科書について、新たに自由社の教科書が発行されたことにより採択替えを行うか否かを判断する必要があるため。

<資料>

☆義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の八月三十一日までに行わなければならない。

- 2 九月一日以後において新たに教科用図書を採択する必要があるときは、速やかに教科用図書の採択を行わなければならない。

☆義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

第十五条 [法第十四条](#)の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、[学校教育法](#)（昭和二十二年法律第二十六号）附則[第九条](#)に規定する教科用図書を採択する場合を除き、四年とする。

- 2 採択期間内において採択した教科用図書（以下この条において「既採択教科用図書」という。）の発行が行われなかったこととなつた場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。
- 3 前項に規定する場合（教育課程の基準の変更に伴い既採択教科用図書の発行が行われなかったこととなつた場合を除く。）において、新たに採択する教科用図書についての採択期間は、第一項の規定にかかわらず、既採択教科用図書についての採択期間から文部科学省令で定める期間を控除した期間とする。

☆学校教育法附則

第九条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第三十四条第一項（第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

<資料>

令和3年度使用大東市立小・中学校教科用図書一覧

(1) 小学校教科用図書 令和2年8月4日教育委員会にて採択

種 目	発行者番号	発行者略称	書 名
国 語	3 8	光村図書出版	「国語」
書 写	2	東京書籍	「新しい書写」
社 会	1 1 6	日本文教出版	「小学社会」
地 図	4 6	帝国書院	「楽しく学ぶ 小学生の地図帳」
算 数	1 7	教育出版	「小学算数」
理 科	6 1	啓林館	「わくわく理科」
生 活	2	東京書籍	「どきどくわくわく あたらしいせいかつ 上」 「あしたへジャンプ 新しい生活 下」
音 楽	2 7	教育芸術社	「小学生の音楽」
図画工作	9	開隆堂	「図画工作」
家 庭	2	東京書籍	「新しい家庭」
保 健	2 2 4	学 研	「みんなの保健」
英 語	2	東京書籍	「NEW HORIZON Elementary English Course」
道 徳	2	東京書籍	「新訂 新しい道徳」

(2) 中学校教科用図書 令和2年7月30日教育委員会にて採択

種 目	発行者番号	発行者略称	書 名
国 語	2	東京書籍	「新しい国語1・2・3」
書 写	3 8	光村図書出版	「中学書写 一・二・三年」
社会(地理)	2	東京書籍	「新しい社会 地理」
社会(歴史)	1 7	教育出版	「中学社会 歴史 未来をひらく」
社会(公民)	2	東京書籍	「新しい社会 公民」
地 図	4 6	帝国書院	「中学校社会科地図」
数 学	1 0 4	数研出版	「日々の学びに数学的な見方・考え方をはたらかせるこれからの 数学1・2・3」 「見方・考え方がはたらき、問題解決のチカラが高まるこれからの 数学1・2・3探究ノート」
理 科 (第1)(第2)	1 1	学校図書	「中学校科学1・2・3」
音 楽 (一般)(器楽)	2 7	教育芸術社	「中学生の音楽1・23 上・23 下」 「中学生の器楽」
美 術	3 8	光村図書出版	「美術1 美術2・3」
保健体育	2	東京書籍	「新しい保健体育」
技術・家庭 (技術)(家庭)	9	開隆堂出版	(技術分野)「テクノロジーに希望をのせて」 (家庭分野)「生活の土台 自立と共生」
英 語	1 5	三省堂	「NEW CROWN English Series 1・2・3」
道 徳	2 3 2	廣済堂あかつき	「中学生の道徳 中学生の道徳ノート」 自分を見つめる1 自分を考える2 自分をのぼす3

教委議案第21号

令和3年度全国学力・学習状況調査の結果の公表について

令和3年度全国学力・学習状況調査の結果の公表について、委員会の議決を求める。

令和3年6月28日提出

大東市教育委員会  
教育長 水野 達朗

理 由

令和3年度全国学力・学習状況調査の結果について、実施要領に基づき、公表内容及び方法についての方針を定めるため。

※令和3年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領より抜粋

5. 調査結果の取扱い

(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

(イ) 市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(ウ) 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

(エ) 調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。

① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。

② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。

③ (ア) ①又は(イ) ②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又は(ア) ②において市町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。

また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、平均正答数や平均正答率等の数値について一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等は行わないこと。

④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。

⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。

⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

## 8. 一般業務報告

1. 大東市放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則について
2. 学校園における活動（新型コロナウイルス感染症にかかる学校における対応を含む）について
3. 子ども安全見守り隊感謝状授与制度について

## 9. 会議録

水野教育長

それでは、6月の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の出席状況について報告をよろしく申し上げます。

北田部長

本日の出席者は教育長及び教育委員4名、合計5名でございます。

水野教育長

それでは議事に入ります。なお、本日は所管部署でございます生涯学習課より報告のため出席しております。

日程第1「会議録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、齊藤委員によりお願いいたします。

日程第2 教委議案第19号「大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」について提案理由の説明をお願いいたします。

芦田次長

教委議案第19号「大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」の提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、条例第6条の規定による（資料②）施設使用料の還付申請手続きを簡略化し、それによって施設使用者の負担を軽減するための所要の改正でございます。

それでは、主な改正箇所につきましてご説明させていただきますので、お配りしております資料①「新旧対照表」をご覧ください。

条例施行規則第6条第2項を削除し、これまで施設使用料の還付を受けるための要件としておりました「使用料還付申請書（様式第5号）」の提出を、不要なものいたします。

還付金の場合、還付対象者からの申請がなくても当然支払いをすべきとの見解から、今回の改正により、還付申請書の提出を不要とするものでございます。新型コロナウイルスにより施設の使用を停止するたびに多くの還付事案が発生しておりましたが、今回の改正により、今後還付事務の処理が迅速化されるものと考えております。

また、今回の改正では、認印を不要とする様式の改正のほか、条文や様式の中の文言の誤りについても改めております。

以上、「大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則の一部改正」につきましてご説明させていただきました。なにとぞご議決賜りますようお願い申し上げます。

水野教育長

この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。

それでは、この案件につきまして、承認の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

水野教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に、日程第3 教委議案第20号「令和4年度使用大東市立中学校教科用図書の採択について」について提案理由の説明をお願いいたします。

花澤課長

教委議案第20号「令和4年度大東市立中学校使用教科用図書」の採択に

ついて説明をさせていただきます。令和4年度に大東市立中学校が使用する教科用図書を採択することにつきまして、教育委員会の議決を求めるものでございます。

2枚目をご覧ください。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条、同法施行令第15条第1項の規定によりまして、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を除き、4年間は、毎年度同一の教科用図書を採択しなければならないという規定がございます。

これにより採択期間は、中学校におきましては令和3年度から6年度となります。すなわち中学校の令和4年度使用教科用図書につきましては、令和3年度と同一の教科用図書を採択しなければならないということになります。

ただし、中学校歴史教科書につきまして、新たに自由社の教科書が発行されたことにより採択替えを行うことが可能となります。3枚目をご覧ください。現在、本市で採択されている中学校歴史教科書よりも明らかに優位性がある場合には採択替えを行うことも可能となります。

しかしながら、現在採択されている中学校歴史教科書につきましては、すでに生徒に配付済みであり、指導計画等につきましてもすでに作成済みの状況でございます。採択替えを行うことは生徒に与える影響も大きく、慎重な判断が求められると考えております。今後、事務局にて、令和2年度の採択の経緯をふまえた資料を作成し、大阪府が今年度作成した選定資料と合わせて教育委員会にて採択替えを行うか否かを判断することについて、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

水野教育長

この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。

それでは、この案件につきまして、承認の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

水野教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に、日程第4 教委議案第21号「令和3年度全国学力・学習状況調査の結果の公表について」について提案理由の説明をお願いいたします。

花澤課長

教委議案第21号「令和3年度全国学力・学習状況調査の結果の公表について」説明をさせていただきます。

令和3年度全国学力・学習状況調査結果の市としての公表、学校別結果の公表について、公表内容及び方法につきまして、教育委員会の議決を求めるものでございます。

2枚目は、本年度の実施要領抜粋になっております。ご覧ください。調査結果の取り扱いについては、5の(5)で配慮事項が定められております。説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であって、序列化や過度な競争が生じないようにするなど、教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要であるとされています。

(イ) ②をご覧ください。公表については、市町村教育委員会が学校の状況について公表することは可能であります。個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、慎重な判断が求められています。また、各校に公表を指示する場合も慎重な対応が求められています。

(エ)の②をご覧ください。公表を行う場合は、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、分析結果を併せて公表すること、また今後の改善策も示すこととなっています。

(エ)の③ですが、市教育委員会が学校別の公表を行う場合は、当該学校と内容や方法について事前に十分相談するとともに、市の改善方策も併せて示すことや、学校に公表を指示する場合もそれらについて事前に相談することとされています。さらに、平均正答率などの数値について、一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表などは行わないこととされています。

これらをふまえて、事務局といたしましては、令和元年度までにお諮りいただきました形、「市としての公表は、学校別結果を含まず、市全体の結果を市ホームページや市報で公表する。また、学校が保護者へ示す内容についても、令和元年度までに準じた形で、市教育委員会より示す共通のフォーマットにより行うことを原案として提案させていただきます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

水野教育長

この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。

それでは、この案件につきまして、承認の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

水野教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

・・・・・・・・日程第5 一般業務報告につき要点のみを記載・・・・・・・・

①大東市放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則について

⇒夏季休業日の期間における特例入所の試行について、諸福小学校放課後児童クラブのみだったが、全小学校の児童クラブで実施する。

②学校園における活動（新型コロナウイルス感染症にかかる学校における対応を含む）について

⇒6月には各校の臨時休業、学年休校はなし。6月20日に緊急事態宣言が解除され、6月21日以降は感染症対策を十分に講じた上で校外学習や部活動を実施。7月に中学校3校で修学旅行、小学校1校で宿泊学習を予定。水泳については、実施する際の条件が国から示され、各校検討の結果、実施を見送りする予定。

③子ども安全見守り隊感謝状授与制度について

⇒見守り隊員への感謝の意を表し、平成28年度から5年に一度、教育委員会からの感謝状授与を開始し、令和3年度に2度目の実施を行う。

・・

水野教育長

以上で本日の議事は全て終了となりました。

以上をもちまして、6月の教育委員会定例会を終了いたします。

令和3年7月26日

水野教育長

齊藤委員